

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

ビジネスマッチング等により、販路拡大・人材確保・業務効率化・事業承継など、取引先が抱える様々な経営課題に応えるとともに、取引先サプライチェーンの付加価値向上に向けた積極的な支援に取組んでまいります。

b. IT 実装支援

地方公共団体や商工会議所等と連携し、IT 導入に有益な助成金、補助金等の各種セミナーの開催、また提携企業と連携して、取引先の生産性向上やセキュリティ強化など、様々な経営課題に対して、ニーズのヒアリングから IT 実装に向けたコンサルティング、具体的導入支援を行ってまいります。

c. 専門人材マッチング

外部専門機関や提携企業と連携し、取引先の人材不足や後継者不在等の課題解決支援を行ってまいります。

d. BCP 策定支援

提携企業と連携し、災害時等に強いサプライチェーンの構築に向けた BCP 策定支援を行ってまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払方法

下請代金は、取引における適正な支払期日までに現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

2020年7月、当金庫は「かなしん SDGs 宣言」を公表し、「環境」「社会」「経済」の各分野において、地域住民、地域経済、地方公共団体、経済団体などのさまざまなステークホルダーと連携し、地域のために取り組み、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携に貢献してまいります。

また、地域の中で同じ目的と理想を持つパートナーを数多く作ることが必要だと考え、運命共同体として創造的伴走型の「強くてやさしい信用金庫」を目指し、持続安定的なビジネスモデルの確立につなげてまいります。

2021年1月22日

かながわ信用金庫 理事長 平松 廣司